

介護保険制度の利用助成について

- ・サービスを受ける前に、事業者には被爆者健康手帳を提示することで、助成等が受けられます。
- ・対象サービスの可否については、下表のとおりです。
- ・被爆者健康手帳の不提示等により自己負担分を支払った場合は、償還払いの手続きにより、払い戻しを受けることができます。

○医療系サービス ●福祉系サービス

サービス種別	サービス名	助成等
居宅サービス	【訪問サービス】 ○訪問看護 ○訪問リハビリテーション ○居宅療養管理指導 【通所サービス】 ○通所リハビリテーション 【短期入所サービス】 ○短期入所療養介護	対 象
	【訪問サービス】 ●訪問介護 「被爆者訪問介護等利用助成受給者証」の提示が必要	対 象 (低所得者に限る)
	【通所サービス】 ●通所介護（デイサービス） 【短期入所サービス】 ●短期入所生活介護（ショートステイ）	対 象
	【訪問サービス】 ・訪問入浴介護 ・特定施設入居者生活介護 ・福祉用具貸与 ・特定福祉用具販売	対象外
介護予防サービス	【訪問サービス】 ○介護予防 訪問看護 ○介護予防 訪問リハビリテーション ○介護予防 居宅療養管理指導 【通所サービス】 ○介護予防 通所リハビリテーション 【短期入所サービス】 ○介護予防 短期入所療養介護	対 象

サービス種別	サービス名	助成等
介護予防サービス	【訪問サービス】 ●旧介護予防訪問介護及び第1号訪問事業（種類コードA1、A2のみ） <u>「被爆者訪問介護等利用助成受給者証」の提示が必要</u>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">対象</div> （低所得者に限る）
	【通所サービス】 ●旧介護予防通所介護及び第1号通所事業（種類コードA5、A6のみ） 【短期入所サービス】 ●介護予防 短期入所生活介護（ショートステイ）	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">対象</div>
	【訪問サービス】 ・介護予防 訪問入浴介護 ・介護予防 特定施設入居者生活介護 ・介護予防 福祉用具貸与 ・特定介護予防福祉用具販売	対象外
	【地域密着型介護予防サービス】 ●介護予防 認知症対応型通所介護 ●介護予防 小規模多機能型居宅介護 ●介護予防 認知症対応型共同生活介護（グループホーム） （令和3年4月からのサービス）	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">対象</div>
施設サービス	○介護老人保健施設（入所） ○介護医療院（入所） ○介護療養型医療施設（入院）（療養病床）	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">対象</div>
	●介護老人福祉施設（入所）（特養）	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">対象</div>
地域密着型サービス	●地域密着型通所介護 ●認知症対応型通所介護 ●地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ●小規模多機能型居宅介護 ●定期巡回・随時対応型訪問介護看護 （平成25年4月からのサービス） ●複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護） （平成25年4月からのサービス） ●認知症対応型共同生活介護（グループホーム） （令和3年4月からのサービス）	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">対象</div>
	・夜間対応型訪問介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護	対象外
その他	・住宅改修費	対象外

※給付等の対象は介護保険利用限度額内の自己負担分です。

※食事代、おやつ代、居宅室料は対象外です。

※「低所得者」とは、世帯の全員が所得税を課税されていない方をいいます。

「被爆者訪問介護等利用助成受給者証」の交付は事前に申請手続きが必要です。

※サービス利用時の領収書は大切に保管してください。

詳しくは最寄りの保健所（健康福祉センター）へお問い合わせください。